

## 第5章 管理及び検査

### 5 - 1 管 理

#### 5 - 1 - 1 一 般

請負者は、次の項目について施工管理を行い、塗装工事記録表（参考資料 - 3）を主任監督員に提出しなければならない。

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 塗料及びシンナー | (5) 塗膜状態 |
| (2) 作業条件     | (6) 塗膜厚  |
| (3) 塗装前の状態   | (7) 保管方法 |
| (4) 塗装方法     |          |

（解 説）

橋脚の場合は1基毎に、桁の場合は1径間毎（以後構造物単位という）に記録表を作成する。塗装工事記録表は品質管理データの一部であり、しゅん功図書作成の際には電子納品等運用ガイドラインに従いCDRに収納すること。

#### 5 - 1 - 2 塗料およびシンナー

塗料およびシンナーは品質の管理、数量の管理を行い、取扱にも十分注意しなければならない。

##### (1)品質の管理

###### 1) 塗料の品質規格証明書

各塗料は使用に先立って、その品質が所定の規格に適合することを証明する品質規格証明書（写し）を主任監督員に提出しなければならない。

###### 2) 塗料の抜取検査証明書

塗装作業は抜取試験を実施し、抜取検査証明書を主任監督員へ提出して確認を受けてから開始しなければならない。なお、抜取検査証明書には、抜取試験で行った赤外吸収スペクトルチャートと品質規格証明書に添付されていた赤外吸収スペクトルチャート（写し）の両方を添付しなければならない。

##### (2)使用量の管理

使用数量（kg）を、工事中毎日確認し記録しなければならない。

##### (3)取扱い

塗料は引火性の液体であり消防法で危険物に指定されている。また塗料には有機溶剤や重金属が含まれており、高濃度で人体に作用する場合は健康上有害である。したがって塗料の運搬、保管、塗付の各段階で、次に示す関連法規等を遵守して安全な作業をしなければならない。

###### 1)消防法

###### 2)労働安全衛生法

イ) 労働安全衛生規則

ロ) 有機溶剤中毒予防規則

ハ) 特定化学物質等傷害予防規則

ニ) 酸素欠乏症防止規則

( 解 説 )

品質検査試験の試験法と合否の判定は、土木材料共通仕様書による。品質規格証明書とは、土木材料共通仕様書の品質に示される、品質規格試験の項目を行った結果を公的機関（（財）日本塗料検査協会等）が証明書として発行したものをいう。抜取検査証明書は、土木材料共通仕様書の品質に示される、抜取試験の項目を行った結果を公的機関（（財）日本塗料検査協会等）が証明書として発行したものをいう。

品質規格試験及び抜取検査の際、塗料の同一性を確認するため、赤外線吸収スペクトルを行い、証明書を主任監督員に提出することとした。